



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年2月5日

コートジボワールの法律（3）
～有限会社と株式会社の設立について～

弊事務所よりコートジボワール投資促進センター（以下、CEPICI¹）に質問をしたところ、現時点では以下のようになっていると回答を受けた。以下は要約である。

1. 有限会社（SARL）の設立に関して

2014年4月2日オールドナンス 2014-487号の第2条には SARL（有限会社）の定款は、公証証書、公務員によって作成された証書又は私署証書により作成される旨規定されている。同様に、定款において出資者が資本金の額を定めることを規定している（第5条）。なお、資本金の持分は均等に分割されものとし、額面価額は 5,000CFA フラン以上である必要がある。さらに、統一商事会社法改正によって資本金及び SARL 設立時の公証人の関与について別途規定することができるようになった（同法 311 条）。

コートジボワールでは、同条が規定するように、持分が 5,000CFA フランを下回らない範囲で設立者に資本金額を定める権利を付与することになっている。

発起人は公証人の関与なしに SARL を設立することができる。かかる設立を円滑に行えるよう、CEPICI のホームページに私署証書により作成できる定款モデルを記載している。

なお、SARL につき 1,000,000CFA フランの資本金の場合、公証人の報酬を 120,000CFA フラン（税抜）とする公証人協会と CEIPCI 間で 2013 年 2 月 27 日に締結された協定に関しては有効であり、前出の 2014 年 4 月 2 日オールドナンス 2014-161 号による影響はない。

私署証書の利用は、SARL の資本金の価額に制限されず利用できる（同オールドナンス第 1 条参照）。資本金の最低額や最高額又は方式に関して何ら記載はされておらず、当該オールドナンスの規定は設立中のすべての SARL に適用されることになっている。

会社設立又は投資手続きをする際、本人による出頭義務はなく、代理人により対処することも可能である²。

SARL では、一名及び二名以上の者（出資者であるかは問わない）により業務執行が行われる。会計監査人が会社の経営監督のために選任されることもある。事業年度終了時に、下記の要件のうち 2 要件を満たす SARL においては、会計監査人の選任が義務付けられる。

- ・売上高が 250,000,000CFA フラン以上であること
- ・正規従業員が 50 名を超えること
- ・決算総額が 125,000,000CFA フラン以上であること

SARL を設立するためには、下記の手続きを履践する必要がある。なお、以下は簡易化されたものであり、すべての手続や文書を表示したものではないこと予め留意されたい。

—定款及び公署証書又は私署証書による 出資及び振込申告書（DSV）作成

¹すべての会社設立手続についてワンストップサービス（同じ場所）で 24 時間以内で行う旨宣言している。

²代理人の場合、会社設立書類及び登記関連書類の提出などが委任された委任状を用意する必要がある。

- 統一商業登記簿（RCCM）への登録申請
- 税務署における税務申告（DFE）
- 社会保障公庫（CNPS）への加入

2. 株式会社（SA）の設立について

SA に関しては、公証人協会と事前の取決めは締結されていないので、報酬額は公証人によって異なる。公証人の関与は義務付けられており、最低資本金は、10,000,000CFA フランである（統一商事会社法 387 条、391 条、393 条参照）。

一名の自然人又は法人のみで、SA を設立し、継続的に SA の存続を維持することができる。

最低資本金は、10,000,000CFA フランと定められ、4 分の 1 は直ちに払い込まなければならない。そして、資本金は株式に分割され、額面価値は 10,000CFA フラン以上とされている。各 SA の経営形態は以下の通り定款で定められる。

- ・取締役会設置：取締役会会長兼社長（PDG）又は取締役会長（PCA）及び社長（DG）が主に経営を行う。
- ・取締役会非設置：株主の数が 3 名以下である場合選択できる。取締役会を設置せず、代表取締役（AG）が主に経営を行う。

SA を設立するためには、下記の手続きを履践する必要がある。なお、以下は簡易化されたものであり、すべての手続や文書を表示したものではないこと予め留意されたい。

—公証人により作成された定款及び出資及び振込申告書（DSV）及び株主総会又は取締役会議事録等

- 統一商業登記簿（RCCM）への登録申請
- 税務署における税務申告（DFE）
- 社会保障公庫（CNPS）への加入

3. 終わりに

以上はおおよその理解を補助するための暫定的な記載であり、必要な事項は各自で現地の専門家に問い合わせをする必要があることは言うまでもない。また、CEPICI の説明をできるだけ記載したが不正確な点もある場合もあること留意されたい。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォルジュ・ユゴー